

法律科目試験 「刑事法系」問題

I 次の事項について、それぞれ400字以内で説明しなさい。

- (1) 自殺関与罪の実行の着手時期
- (2) 防衛的緊急避難

II 次の事例における、甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

会社をリストラされ、日々の食事にも困っていた甲は、雑居ビルAの地下2階にあるゴミ集積場に集められ、週に一度契約業者が収集することになっている空き缶を無断で持ち出し、リサイクル業者に売却して金銭を得ることを思いつき、ビルの出入口が開放されている日中にAビルに立ち入り、ゴミ集積場の物陰に身を隠し、深夜、ビルから人がいなくなるの見計らって、空き缶を持ち出すことを計画した。某日、上記計画を実行すべく、甲がAビル地下2階のゴミ集積場で身を潜めていたところ、同様の計画を持った乙がやってきたので、同人が持参した酒を飲みながら、互いの身の上話などを行っているうちに、甲は日頃の寝不足もあって急に眠気を催し、眠り込んでしまった。乙はその後も一人でたばこを吸ったりしていたが、甲がいつこうに目を覚まさないので、ゴミ集積場に集められていた空き缶を、持参したビニール袋（容量40リットル）3枚に入れて入れ、午後10時45分ころ、ビル内の人が少なくなった頃を見計らって、Aビルから逃走した。

甲は、乙が立ち去る物音で目を覚まし、甲が寝ている間に乙が吸ったたばこの吸いがらのうちの1本の火が完全には消えておらず、近くに集積されている多量の紙くず等に燃え移りそうになっていることに気付いたが、このまま火災になれば、自己が空き缶を持ち出した事実が隠蔽されることとなって好都合であると考え、火を消すことなく、ゴミ集積場に残っていた空き缶約150個を袋に入れてAビルから逃走することにした。ところが、同ビルは、午前8時から午後11時まではビル利用者のために出入口が開放され、自由に出入り可能であるが、それ以外の時間は施錠され、同ビル内の店舗関係者など限られた者のみがカードキーを用いて解錠して出入りするシステムになっており、甲が空き缶を入れた袋を持って同ビルの出入口に到達したときには、既に午後11時を過ぎていたため、甲は同ビルから出ることができなかった。そうこうしているうちに、同ビル地下2階のゴミ集積場に設置された火災報知器が反応し、駆けつけた警備会社の職員によって、甲は取り押さえられた。

なお、同ゴミ集積場では、集積されていた多量の紙くず等が燃えたが、同ビルは鉄筋コンクリート造りで、当該ゴミ集積場の床および側壁はコンクリートがむき出しで可燃性の素材は一切用いられていなかったため、その天井表面の厚さ約1cmの石綿が、天井のほぼ全面にわたって損傷、剥離したほか、天井に取り付けられていた蛍光灯、白熱灯等が熔融、損傷したにとどまった。